

赤穂市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数

	R5. 4. 1現在	R5. 4. 2～R6. 4. 1		R6. 4. 1現在
		採用者	退職者	
職員数	933	47	77	903

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	4	1	行政職の増員
	総務企画	54	53	△1	退職者による欠員等
	税 務	13	13		
	民 生	89	88	△1	事務の統廃合による縮小
	衛 生	49	48	△1	退職者による欠員等
	労 働	0	0		
	農林水産	14	14		
	商 工	15	14	△1	事務の統廃合による縮小
	土 木	41	42	1	執行体制の整備等による増員
	小 計	278	276	△2	
特政 別部 行門	教 育	102	99	△3	退職者による欠員等
	消 防	87	88	1	
	小 計	189	187	△2	
普通会計計		467	463	△4	
公会 営計 企業 業門 等	病 院	412	384	△28	退職者による欠員等
	水 道	23	24	1	
	下 水 道	10	12	2	
	そ の 他	21	20	△1	
	小 計	466	440	△26	
合 計		933	903	△30	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	57	99	89	102	92	74	98	91	88	80	33	903

(4) 職員数の推移

定員適正化計画により、多様化する市民サービスに対応できる適正な定員管理に努めることとしています。

(人)

区分	年度	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	過去5年間の増減数 (率)	
	一般行政部門		258	263	269	274	278	276	18人
教育		108	106	102	105	102	99	△9人	△8.3%
消防		84	85	85	86	87	88	4人	4.8%
普通会計計		450	454	456	465	467	463	13人	2.9%
公営企業等会計計		496	495	492	482	466	440	△56人	△11.3%
総合計		946	949	948	947	933	903	△43人	△4.5%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年 度の人件費率
令和5 年度	人 44,564	千円 22,020,386	千円 336,234	千円 4,509,799	% 20.5	% 20.1

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	計 B	
令和6 年度	人 475	千円 1,751,152	千円 1,124,589	千円 2,875,741	千円 6,054

(注) 職員手当には退職手当を含んでいません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 316,101	円 391,452	歳月 40.1	円 259,754	円 294,252	歳月 48.9

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

年度	R4	R5		
団体区分	赤穂市	赤穂市	県内の市平均	全国の市平均
指数	97.4	97.7	99.3	98.6

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在) (円)

区分	赤穂市	国	
一般行政職	大学卒	196,200	196,200
	高校卒	166,600	166,600

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在) (円)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 大学卒	268,433	317,786	374,200

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な 職名	理事	部長	参事 課長	主幹	係長	主査	主事 技師	事務員 技術員		
職員(人)	3	11	35	23	33	26	50	22	203	
構成(%)	1.5	5.4	17.2	11.3	16.3	12.8	24.7	10.8	100.0	
参考	1年前の構成比(%)	1.9	4.4	17.5	12.1	14.1	13.1	24.3	12.6	100.0

(注) 赤穂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日における昇給の号給数は、6月及び12月の勤勉手当における人事評価等を参考として、以下の定める基準に基づき実施しています。(令和6年1月1日現在)

昇給区分	極めて 良好	特に 良好	良好	やや良好 でない	良好 でない
昇給の 号給数	一般職員 8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
	55歳以上※	2号給以上	1号給	0	0

※医療職給料表(1)の適用を受ける職員は除き、技能労務職は、55歳以上を57歳以上と読み替えます。

(9) 職員手当の状況

① 令和5年度の期末手当・勤勉手当の状況

赤 穂 市			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.20月分	1.00月分	6月期	1.20月分	1.00月分
12月期	1.25月分	1.05月分	12月期	1.25月分	1.05月分
計	2.45月分	2.05月分	計	2.45月分	2.05月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置有			職制上の段階、職務の級等による加算措置有		
【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況					
期末手当は6月1日及び12月1日（基準日）にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務実績に応じて支給されます。					

② 令和5年度の退職手当の状況（令和6年3月31日現在）

赤 穂 市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3~30%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 713千円 早期・定年 20,198千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種の職員に支給された額の平均です。

③ 令和5年度の特殊勤務手当の状況

手当支給職員の割合（普通会計）	25.9%
支給職員1人当たり平均支給年額	54,497 円
手当の種類（手当数）	12
代表的な 手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当
	清掃作業手当、夜間特殊業務手当、 清掃作業手当、夜間特殊業務手当、感染症防疫業務手当

(注) 1人当たり平均支給年額は、普通会計決算をもとに算出しています。

④ 時間外勤務手当の状況

令和5年度	支給総額	133,650 千円
	職員1人当たり支給年額	330 千円
令和4年度	支給総額	118,125 千円
	職員1人当たり支給年額	295 千円

⑤ 管理職手当の状況

令和5年度	支給総額	44,701 千円
	職員1人当たり支給年額	566 千円
令和4年度	支給総額	42,733 千円
	職員1人当たり支給年額	534 千円

⑥ その他の手当（令和6年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定年齢に係る加算 子1人5,000円	同	52,460 千円	252 千円
地域手当	給料の6%（国は給料、扶養手当、管理職手当の合計額の6%）	異	106,183 千円	216 千円

住居手当	貸家居住者 16,000円を超える家賃の額 (28,000円を限度)	同	23,981 千円	300 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上の者 (2,000円～31,600円)	同	23,149 千円	69 千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、令和5年度の普通会計決算をもとに算出しています。扶養手当の特定年齢に係る加算は、満15歳に達した最初の4月1日から満22歳に達した最初の3月31日までの間を対象です。

(10) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市長	759,900 円 (15%減額)
	副市長	704,900 円 (5%減額)
	教育長	611,800 円 (5%減額)
報 酬	議長	486,000 円
	副議長	415,000 円
	議員	386,000 円
期 末 手 当 等	市長 副市長 教育長	(令和5年度支給割合) 期末手当 6月期 2.2月分 12月期 2.3月分 計4.5月分
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 期末手当 6月期 2.2月分 12月期 2.3月分 計4.5月分

(11) 特別職の退職手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	退 職 手 当 の 支 給 割 合
市 長	在職期間1期 (4年) 17,165千円 (1月につき給料月額100分の40)
副 市 長	” 8,548千円 (” 100分の24)
教 育 長	” (3年) 4,173千円 (” 100分の18)

3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

職員の勤務時間	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
	38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況 (令和5年中)

年次休暇	内 容	平均取得日数	前年平均取得日数
	1年に最大20日付与 (1年で消化できなかった場合は翌年にのみ繰越可)	12.1	11.6

(3) 育児休業の取得状況 (令和5年度)

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

取得期間	3カ月未満	3～6カ月	6～9カ月	9カ月以上	合 計
取得者数	7	2	1	13	23

(4) 介護休暇の取得状況 (令和5年度)

介護休暇を取得した職員数と取得期間

取得期間	1カ月未満	1～2カ月	2～3カ月	3～4カ月	4～5カ月	5～6カ月	合計
取得者数	10	1	0	0	0	1	12

(5) 各種休暇（休業）の種類及び内容

休暇の種類	内 容	日 数	給与支給
ボランティア休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合の休暇	5日以内	有給
結婚休暇	結婚にあたっての新生活の準備を目的とした休暇	5日以内	有給
育児時間	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回 各30分以内	有給
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う休暇	2日以内	有給
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため休暇	10日以内（体外受精等の場合は15日以内）	有給
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、その子又は小学校就学前までの子を養育するための休暇	5日以内	有給
子の看護等休暇	中学校就学前までの子を看護する場合の休暇（2人以上の場合）	5日以内 （10日以内）	有給
短期介護休暇	要介護者の介護等を行う場合の休暇（2人以上の場合）	5日以内 （10日以内）	有給
祭日休暇	父母の追悼のための特別の行事を行うための休暇	1日	有給
夏季休暇	夏季における健康の維持等を目的とする休暇	5日以内	有給
組合休暇	職員団体の役員が、職員団体の機関運営業務又は活動に従事する場合の休暇	30日以内	無給
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	介護を必要とする1の状態毎に通算で6月以内	無給
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇（1日2時間以内）	介護を必要とする1の状態毎に連続する3年以内	無給
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	7日以内で別に定める基準以内	有給
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養を目的とした休暇	請求による	2日以内は有給
療養休暇	公務疾病による療養及び私疾病による療養のための休暇	公務疾病3年以内 私疾病90日以内	有給
部分休業	小学校就学前までの子を養育するために勤務時間の始め又は終わりに取得できる休業	1日2時間以内	無給
子育て部分休暇	部分休業と同様の取得要件で、中学校就学前まで取得できる休暇	1日2時間以内	無給
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく子を養育するための休業	3歳の誕生日に達する日の前日まで	無給
その他特別休暇	天災地変その他特別の事情で勤務できない場合の休暇	その都度定めるもの等	有給

4 職員の分限及び懲戒処分状況（令和5年度）

(1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 ・休職処分 16件（心身の故障） ・降任処分 1件

(2) 懲戒処分の種類及び件数（令和5年度）

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分件数	0	0	1	0	1

5 職員の研修及び人事評価の状況（令和5年度）

(1) 職員研修

研修の種類	内容	研修受講人数及びシステム閲覧数
派遣研修	市町村職員中央研修所等における研修	延132名
庁内研修	庁内講師等及びeラーニングによる研修	延705名
	Web研修システムによる研修	延10,729回

(2) 人事評価の目的

人事評価は、職員が職務を遂行するにあたって発揮した能力と業務目標に対する成果を把握し、人事管理の基礎として活用するものです。評価の際に自己評価や面談を行うことで、従来の勤務評定に比べて、さらに客観性と透明性を高めるとともに、より高い能力を持った職員の育成につなげることを目的として実施しています。

(3) 人事評価の実施状況

- ア 対象者 全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年9月30日及び3月31日
- エ 評定期間 能力評価 4月1日～9月30日（基準日9月30日）
10月1日～3月31日（基準日3月31日）
業績評価 4月1日～3月31日（基準日3月31日）

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業を行っています。
	公立学校共済組合兵庫支部	
	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害（公務災害）について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。

7 勤務条件に関する措置の要求の状況 措置要求件数 0件

8 不利益処分に関する審査請求の状況 審査請求件数 0件

9 内部通報に関する状況 内部通報件数 0件

10 職員の再任用の状況（令和6年4月1日）

令和5年度早期・定年退職者	左記のうち再任用職員
8名	2名

(注) 再任用職員には企業会計及び文化とみどり財団職員も含まれています。

赤穂市人事行政の運営等の状況（会計年度任用、普通会計）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数

	R5.4.1	R5.4.2～R6.4.1		R6.4.1
	現在	採用者	退職者	現在
職員数	68	13	11	70

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数
	令和5年	令和6年	
総務企画	1	1	
民生	22	21	△1
衛生	6	6	
土木	1	1	
教育	38	41	3
普通会計計	68	70	2

(注) 職員数は一般職に属するフルタイム会計年度任用職員数となっています。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳～	計
職員数			2	4	1	3	4	7	15	11	11	12	70

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（普通会計予算）（人、千円）

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	計 B	
令和6年度	77	180,019	89,447	269,466	3,500

(注) 職員手当には退職手当を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職（円、歳月）			技能労務職（円、歳月）		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
209,883	226,388	50.5	179,490	199,826	50.2